

坑井數	掘鑿期間	採油期間	採油可能月數
現存井十四井	！	自一月一日至十二月末日	十二ヶ月
第一期鑿井五井	一月始開始 三月末完成	自四月一日至十二月末日	九ヶ月
第二期 " 五井	四月始開始 六月末完成	自七月一日至十二月末日	六ヶ月
第三期 " 五井	七月始開始 九月末完成	自十月一日至十二月末日	三ヶ月
第四期 " 五井	十月始開始 十二月末完成	本年度採油ナシ	！
三十四井	！	！	！

乙、採油量

三、次年度採油量

探油可能井數	日產	月產	探油可能月數	總採油量
十四井	二八〇〇桶	八四〇〇〇桶	十二ヶ月	一〇〇八〇〇〇桶
五井	一〇〇〇〇 "	三〇〇〇〇〇 "	九ヶ月	二七〇〇〇〇 "

當社ノ受クベキ産油量	合計	五井	五井
	1	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇 桶
折半	1	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇 桶
	1	三ヶ月	六ヶ月
七七四〇〇〇〇	一、五四八〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇	一八〇〇〇〇〇 桶

丙、右七七四〇〇〇 桶 産油賣上代金ハ桶八十仙替

六一九二〇〇 弗

圖貨ニ換算スレバ (註二) 三、二一〇〇〇〇 圓

太平洋石油株式會社定款

第一章 總則
第一條 本會社ハ太平洋石油株式會社ト稱ス

第二章 營業

第一條 本會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

- 一 海外ニ於ケル石油事業ノ經營並ニ之ニ對スル投資
- 二 外國產原油並ニ製油ノ賣買
- 三 海外ニ於ケル一般礦物ノ採掘賣買並ニ之ニ對スル投資
- 四 海外ニ於ケル油井掘鑿、送油管敷設其他ノ事業ノ請負
- 五 前各號ニ關聯スル一切ノ事業經營並ニ之ニ對スル投資

第三章 本店

第一條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ置ク

前項ノ外更ニ必要ニ應ジ支店又ハ出張所ヲ内外適當ノ地ニ設置スルコト

第四章 公告

第一條 本會社ノ公告ハ官報ニ之ヲ掲載ス

第二章 資本及ヒ株式

第一條 本會社ノ資本總額ハ一千萬圓トシ之ヲ二十萬株ニ分チ一
株ノ金額ヲ金五十圓トス

第五章 附則

第六條

當會社ノ株主ハ日本人又ハ日本法人タルコトヲ要ス但當會社ノ承認ヲ得タル外國人又ハ外國法人ハ此限ニアラス

第七條

株式第一回ノ拂込ハ一株ニ付金二十五圓トス

第八條

當會社ノ株式ハ記名式トシ十株券、百株券、五百株券及ヒ一千株券ノ四種トス

第九條

株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ其期日ノ翌日ヨリ拂込當日迄金一百圓ニ付一日金三錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ支拂ヒ且延滞ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第十條

株式ノ買買讓渡ニ因リ其名義書換ヲ請求セントスル者ハ當會社所定ノ書式ニ依ル讓渡人及ヒ讓受人双方連署ノ名義書換請求書ニ株券ヲ添ヘ當會社ニ差出スヘシ

第十一條

改氏名又ハ相續遺贈其他前項以外ノ法律上ノ原因ニ因リ株式ヲ取得シタル者カ其所有名義ノ書換ヲ請求セムトスル

トキハ當會社所定ノ請求書ニ其事實ヲ證明スヘキ證明書及

ヒ株券ヲ添ヘ提出スヘシ

但當會社ニ於テ必要ト認メタル

トキハ當會社ノ満足スル保證人二名以上ノ保證書ヲ徴スル
コトアルヘシ

第十二條

株券ノ汚損毀損又ハ分合ノタメ新株券ノ交付ヲ受ケント
スル者ハ當會社所定ノ請求書ニ株券ヲ添附シテ提出スヘシ

第十三條

株券ノ滅失又ハ紛失ニ因リ新株券ノ交付ヲ受ケントスル
者ハ當會社所定ノ請求書ニ其事由並ニ株券ノ種類番號ヲ記
載シタル書面ヲ添附シ且當會社ノ満足スル保證人二名以上
ノ保證書ヲ差出シ新株券ノ交付ヲ請求スヘシ 此場合ニ於
テハ當會社ハ其請求ニ係ル事實ノ證明ヲ得タル後請求者ノ
費用ヲ以テ其旨ヲ公告シ其公告ノ日ヨリ三十日ヲ經過スル
モ異議ノ申出ヲ爲ス者ナク且株券ヲ發見セザルトキハ新株
券ヲ交付ス 但當會社ニ於テ請求者ノ費用ヲ以テ事實ヲ調
査シ眞實ト認メタルトキハ公告ヲ要セスシテ新株券ヲ交付
スルコトアルヘシ

第十四條

新株券ノ交付ヲ受クル者ハ株券一枚ニ付金五十錢名義書
換ヲ請求スル者ハ同金十錢ノ手数料ヲ支拂フヘシ

第十五條

第十五條

將株主又ハ其法定代理人ハ當會社所定ノ書式ニ依リ印鑑及
ヒ住所氏名ヲ當會社ニ届出ツルコトヲ要ス之ヲ變更スル
トキ亦同シ

第十六條

外國ニ居住スル株主ハ日本國內ニ於テ一週間内ニ郵便物
ノ到達スヘキ場所ニ通知又ハ催告ヲ受テハキ居住所ヲ定
當會社ニ届出ツヘシ、日本國內ト雖モ郵便物ノ到達ハ一週
間以上ヲ要スル地ニ居住スル株主ニ付亦同シ日マ郵便物
前項ノ届出ヲ怠リタル株主ニ對スル通知又ハ催告ハ發信後
一週間ヲ經過シタル時ニ到達シタルモノト看做ス其場合ニ付
署名ノ慣習アル外國人ハ前項ノ印鑑ニ代ヘ署名鑑ヲ届出ツ
ヘシ

第十七條

株式ノ名義書換ハ毎決算期ノ翌日ヨリ其期ノ定時株主總
會終了迄及ヒ臨時株主總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ其
臨時株主總會終了迄之ヲ停止ス
前項ノ外當會社ノ必要ト認ムル場合ハ豫メ公告ヲ爲シ株式

ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得

第三十條 株主總會ノ決議ハ

第十八條 株主總會ハ一年一回トシ毎年五月中ニ之ヲ招

集ス

第十九條 株主總會ノ議長ハ取締役社長之ニ當リ取締役社長事故アルトキハ取締役副社長之ニ當リ取締役副社長事故アルトキハ常務取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定メ常務取締役全員事故アルトキハ他ノ取締役ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム

株主總會ニ於テ代理人ヲ以テ議決權ヲ行使セントスルトキハ其代理權ヲ證スル書面ヲ株主總會開會前當會社ニ提出スルコトヲ要ス 但代理人ハ當會社ノ株主又ハ株主ノ法定代理人ニ限ル

第二十條 株主總會ノ決議ハ法令ニ別段ノ定アル場合ノ外出席株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス 但議長ハ之カ爲ニ自己ノ議決權ノ行使ヲ妨ケス

第二十一條

第二十二條

第二十二條

株主總會ノ決議ハ之ヲ決議録ニ記載シ議長及ヒ出席株主
二名以上署名捺印シ之ヲ當會社ニ保存スルモノトス

第二十三條

當會社ノ役員ハ取締役十二名以内監査役五名以内トス

第二十四條

取締役ハ當會社ノ株式三百株以上監査役ハ同二百株以上
ヲ有スル株主中ヨリ選任スルモノトス

第二十五條

株主總會ノ決議ヲ以テ取締役中ヨリ取締役社長一名ヲ選
任シ當會社ヲ代表セシム

取締役ノ互選ヲ以テ取締役副社長並ニ常務取締役各若干名
ヲ定ムルコトヲ得

株主總會ノ決議ヲ以テ取締役社長ノ外ニ取締役副社長並ニ
常務取締役中ヨリ當會社ヲ代表スヘキ取締役若干名ヲ選任
スルゴトヲ得

第二十六條

取締役社長ハ社務ヲ統括シ取締役副社長ハ取締役社長ヲ
補佐シテ社務ヲ掌理シ常務取締役ハ取締役社長及ヒ取締役

副社長ヲ補佐シテ職務ヲ分掌ス

第二十七條

總取締役ノ任期ハ三箇年監査役ノ任期ハ二箇年トス 但任

第二十八條

期カ最終ノ配當期ニ關スル定時株主總會ノ終結前ニ終了ス

第二十九條

ルトキハ其任期ヲ該定時株主總會ノ終結ニ至ル迄伸長ス

第三十條

取締役ハ其任期中自己ノ所有スル當會社株式三百株ヲ監

第三十一條

査役ニ供托スルコトヲ要ス

第三十二條

前項ノ供托ハ取締役退任後ト雖モ其責任解除セラレタル後

第三十三條

ニアラサレハ之ヲ返還セス

第三十四條

取締役又ハ監査役中缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行

第三十五條

フ但留任者ヲ法定ノ員數ヲ缺カス且業務執行上支障ナキ

第三十六條

トキハ取締役會ノ決議ニ依リ補缺選舉ヲ延期シ又ハ之ヲ爲

第三十七條

ササルコトヲ得

第三十八條

前項ニヨル補缺員ノ延期ハ前任者ノ殘任期間トス

第三十九條

取締役ハ取締役會ヲ組織シ當會社ノ業務上重要ナル事項

第四十條

ヲ議定ス

第四十一條

第十九條及ヒ第二十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

取締役會ノ決議ハ之ヲ議事録ニ記載シ出席取締役連署シテ之ヲ當會社ニ保存スヘシ

第三十一條

取締役會ノ決議ニヨリ相談役及ヒ顧問ヲ置クコトヲ得

第五章 計 算

第三十二條

當會社ノ計算期ハ年一同トシ毎年四月一日ニ始リ翌年三

月末日ヲ以テ終ルモノトス

第三十三條

當會社ノ總收入金ヨリ總支出金ヲ控除シタル殘額ヲ純益

第三十四條

金トシテ之ヲ左ノ如ク處分ス

一 法定積立金 百分ノ五以上

一 別途積立金 百分ノ十以内

一 役員賞與金 百分ノ十以内

第三十五條

一 株主配當金

一 後期繰越金

第三十六條

株主配當金ハ毎計算期末日ニ於テ株主名簿ニ登載セラレ

第三十七條

株主ニ配當スルモノ

株主名簿ニ記載スルモノ

第三十五條

配當通知ヲ發シタル後滿五箇年ヲ經過スルモ其請求ナキ
トキハ當會社ハ其支拂義務ヲ免カルルモノトス

附 則

第三十六條

當會社ノ負擔ニ歸スヘキ設立費用ハ金
發起人ノ受クヘキ報酬ハ金

萬圓トス

萬圓以內

昭和十三年十一月

日

發起人氏名住所

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先		
月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	月 日 後 時 分	通牒日時		
丸岡	岡村	上野	渡邊	石川	中村	鈴木	藤田	山口	北村	受信者氏名		
4	伊東	田中	高橋	山田	佐藤	鈴木	鈴木	西野	山崎	取扱者印		
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時	受信者氏名	取扱者印
月 日 後 時 分		月 日 後 時 分		月 日 後 時 分		月 日 後 時 分		月 日 後 時 分		月 日 後 時 分	氏名	印
西野						寺内		尾上		佐藤	山崎	山崎
										赤坂三六七番	直通電話又ハ	警電 一〇〇五番
										省內電話 五四〇番	銀座 自五、一三三番 至五、一三九番	銀座 三八九〇番
										銀座 四一三一番	貴族院委員課 村北	衆議院速記課 鈴木
										東京都市遞信局	內閣情報部	拓務省警務課
										憲兵司令部		

丙

施行 十一月十四日

案起 昭和十三年十一月十二日

主任 

局長

圖書課長 

事務官 

理事官 

差止内示第七號

警保局圖書課長

警視廳 檢閱課長 宛

各廳府縣 特高課長

新聞記事差止事項内容内示ニ関スル件

合 議 局 號 及 受 送 月									主 管 局 號 及 受 付 日 月
第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送	送	送	送	送	送	送	送	送	
受	受	受	受	受	受	受	受	受	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	

日	
第	第
號	號
送受	送受
月	月
日	日

本月十一日附差止第三九號ヲ以テ大平

此は送受の事

洋石油株式会社ニ関スル新聞記事

取締方通牒致置候處 本件ニ関スル

取締上ノ参考事項左記ノ通ニ有之

追而本件ハ客年十一月三日附差止内示
 第十三號ノ石油及石油タンク材料ノ輸入
 等ニ関スル^記事項差止内示事項ノ追報トシテ
 取扱相成度

記

一、會社、名稱

大平洋石油株式會社ト稱シ本社ヲ東

京市ニ置ク

二、會社、役員

創立委員長

藤原銀次郎

三、事業計畫

現在墨國ニ於テ石油事業経営中ノ「メキシコ」
國法ニ拠リ設立セラレタル「ラグーナ」石油株式
會社（社長ハ墨國石油界ノ重鎮アルマサン氏
專務取締役ハ邦人都留競氏ニシテ同國有數ノ
石油礦区數十町歩ヲ有ス）ト相提携乃シ其ノ保
有ニ係ル油田ノ開發ニ協力シ産油ハ原則
トシテ總テ之ヲ日本ニ輸入スルモノトス

右

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各府縣(各殖民地)電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

案起

昭和十三年十一月二十一日

付局受

月第 日號

局送

月 日

決判

月 日 文書課長

施行

11月21日

主查 圖書課長

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

保安課長

事務官

第一電報案

警保局長名

年 月 日

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事

差止

ニ關スル件

本日檢挙着手シタル天理本道一派

40

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

不致被疑事件迄之ニ矢聯スル

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	月 日 時 分	村永	伊東	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	11月 21日 午前 9時 30分	村永	伊東
大阪	月 日 時 分	堀川	伊東	東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>	11月 21日 午後 9時 5分	堀川	伊東
愛知	月 日 時 分	天理	伊東	內閣情報部 <small>省内電話 五四〇番</small>	11月 21日 午後 9時 30分	天理	伊東
福岡	月 日 時 分			拓務省警務課 <small>銀座 自五、二三一 至五、二三九番</small>	11月 21日 午後 9時 20分	村永	伊東
宮城	11月 21日 午後 5時 5分	小山	伊東	衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>	月 日 時 分		
北海道	月 日 時 分	伊藤	伊東	貴族院委員課 <small>銀座 四、一三一 番</small>	月 日 時 分		
新潟	月 日 時 分	伊田	伊東	電 報 手 配			
石川	月 日 時 分	延山	伊東				
山梨	月 日 時 分	高本	伊東				
廣島	月 日 時 分	岡本	伊東				
香川	月 日 時 分	岡本	伊東				
				發 信 先	發 信 日 時	取 扱 者 印	
				各殖民地當該官	月 日 時 分	伊東	
				各廳府縣警察部長	月 日 時 分		

事件取扱心得

下中本日報ハ正午五時四時ニ開掛スルコト

ニ正午五時四時頃ヨリ警視庁長官。香。知。香。介
ノ各府県ニ電話ヲ以テ發令シテ正午五時迄
分迄ハ警視庁ハ本社。香。知。香。介。日刊社一
一先ツ電話ヲ以テ通達ヲ完了セシムルコト

大阪、京都、奈良ノ各府県ニ在テハ現地ニ於テ保
安課派遣員ヨリ關係府県ニ通達シテ午前五時
三十分迄ハ各社ニ通達ヲ完了スル事

三、宮城、長野、静岡、岡山、山口、各県ハ、電報發信時
項ヨリ電話手配ヲ行ヒ各社ノ通達ハ可及的速ニ
行ハルルコト

四、各府府県各社ニ地宛ノ電報ハ之ヲ準備シ
モノヲ午前五時三十分ニ發信スルコト

五、前各項ノ手配ヲ了シタルトキハ事務官ニ電話ヲ
以テ報告スルコト

◎ 参考事項

如左ニ突ク疑義等ノ照会アリタルトキハ事務官

ノ指博ヲ受テユエト

中世ハ主筆は刊一限定シテハガルヲ以テ五箇通々
達ノ取扱ヲ為スエト

内
務
省

書 長

事務官

理事官

國

官

東京(北)方面、愛知、福岡、東京、利、電統、折、平

近、修、平、一、着、平、一、久、平、一、大、理、車、道、一、此、一、不、故、被

送、事、休、一、並、之、一、南、野、之、一、修、平、一、一、切、平、由、一、故、一、揚、平、一

早、修、平、一、南、野、一、上、一、由、一、送、事、休、一、故、一、交

内 務 省

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先									
月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	1月 21日 午後 2時 25分	1月 21日 午後 2時 20分	1月 21日 午後 2時 10分	1月 21日 午後 2時 45分	通牒日時									
						伊東	伊東	伊東	伊東	受信者 氏名									
						伊東	伊東	伊東	伊東	取扱者印									
發信先			電報手配			貴族院委員課 村北		衆議院速記課 鈴木		拓務省警務課 自五、一三一 至五、一三九		內閣情報部 省内電話 五四〇番		東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番		憲兵司令部 警電 一〇〇五番		電話通報先	
						月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	通報日時	受信者 氏名	取扱者印		
發信先			電報手配			各殖民地當該官		各廳府縣警察部長											
						月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	月 日後前 時 分	通報日時	受信者 氏名	取扱者印		

八社指導

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印																																								
<table border="1"> <tr> <td>中外</td> <td>都</td> <td>國民</td> <td>報知</td> <td>讀賣</td> <td>日日</td> <td>朝日</td> <td>同盟</td> </tr> <tr> <td>至自 一五五三</td> <td>至自 一〇〇九</td> <td>至自 五五九〇</td> <td>至自 〇〇五三</td> <td>至自 一〇九〇</td> <td>至自 〇〇三三</td> <td>至自 〇〇三三</td> <td>至自 一三三三</td> </tr> </table>	中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	至自 一五五三	至自 一〇〇九	至自 五五九〇	至自 〇〇五三	至自 一〇九〇	至自 〇〇三三	至自 〇〇三三	至自 一三三三	<table border="1"> <tr> <td>〃月〃日 後前</td> <td>〃月〃日 後前</td> <td>〃月〃日 後前</td> <td>〃月〃日 後前</td> <td>〃月〃日 後前</td> <td>〃月〃日 後前</td> <td>〃月〃日 後前</td> <td>十一月二十日 後前</td> </tr> <tr> <td>〃時二十五分</td> <td>〃時二十分</td> <td>〃時三十分</td> <td>〃時二十九分</td> <td>〃時二十分</td> <td>〃時二十三分</td> <td>〃時二十五分</td> <td>一時二十分</td> </tr> </table>	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	十一月二十日 後前	〃時二十五分	〃時二十分	〃時三十分	〃時二十九分	〃時二十分	〃時二十三分	〃時二十五分	一時二十分	<table border="1"> <tr> <td>神林 (社倉部)</td> <td>野澤</td> <td>杉山</td> <td>坂本</td> <td>武藤</td> <td>中島</td> <td>八木</td> <td>大竹</td> </tr> </table>	神林 (社倉部)	野澤	杉山	坂本	武藤	中島	八木	大竹	
中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟																																				
至自 一五五三	至自 一〇〇九	至自 五五九〇	至自 〇〇五三	至自 一〇九〇	至自 〇〇三三	至自 〇〇三三	至自 一三三三																																				
〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	〃月〃日 後前	十一月二十日 後前																																				
〃時二十五分	〃時二十分	〃時三十分	〃時二十九分	〃時二十分	〃時二十三分	〃時二十五分	一時二十分																																				
神林 (社倉部)	野澤	杉山	坂本	武藤	中島	八木	大竹																																				

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各廳府縣各殖民地)電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

四一

案起 昭和三十二年十一月二十八日 局受 月第 日號 局送 月 日

41 決判 月 日 文書課長 施行 11月29日 施行

大臣 警保局長 事務官

次官 理事官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事差止 二關スル件

本月二十八日開議ニ附議セラルタル日支矣

事務官

議		合	
第	第	第	
號	號	號	
送受	送受	送受	
月	月	月	
日	日	日	

内務省

係調整、根本方針、内容、茲之、之、矣、之、今

後開カルベキ會議ニ付テハ之ヲ推知シ得ル事

項ト虽モ内閣發表以外

(主要日刊社)

手關タル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

キ關ナル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告懇談相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

滿洲口治安部特務科長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 名	取 扱 者 印	
警視廳	11月28日 前6時5分	中島	若根	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	11月28日 前6時5分	中島	若根	
大阪	月 日 前 時 分	下中	下中	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	月 日 前 時 分	下中	下中	
愛知	月 日 前 時 分	坂	坂	省內電話 五四〇番	月 日 前 時 分	坂	坂	
福岡	月 日 前 時 分	山	山	銀座 自五、一三九 至五、一三九	月 日 前 時 分	山	山	
宮城	月 日 前 時 分	西	西	衆議院速記課 木	月 日 前 時 分	西	西	
北海道	11月28日 前6時0分	戸上	戸上	貴族院委員課 北村	11月28日 前6時0分	戸上	戸上	
新潟	月 日 前 時 分	崎	崎	電 報 手 配	月 日 前 時 分	崎	崎	
石川	月 日 前 時 分	井	井		發 信 先	月 日 前 時 分	井	井
廣島	月 日 前 時 分	田	田		發 信 日 時	月 日 前 時 分	田	田
香川	月 日 前 時 分	花	花		取 扱 者 印	月 日 前 時 分	花	花
				各殖民地當該官	11月28日 前6時3分	大	大	
				各廳府縣警察部長				

圖書課長了

事務官

理事官

昭和十三年十一月二十九日

東京(三上社)大阪、千葉各存録
主要日刊社電話指導案示

本日檢察着手之夕日治安維持法違反
及^{被疑}案件之関スル記事ハ本年九月十三日
通牒ノ記事差止事項ニ抵触スルモノ之
外之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様記事編
輯上御注意相成度

昭和十三年十一月二十九日

八〇〇
一〇五
八〇八
千
年
十一月二十九日
(厚田)

圖書課

圖書課

號外

事務官

手配票

電 話 先	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	11月29日 前8時0分	中島	若槻	憲兵司令部 <small>警電 一〇〇五番</small>	11月29日 前9時10分	寛	若槻
大阪	11月29日 前8時5分	下中		東京都市遞信局 <small>直通電話又ハ 赤坂三六七番</small>			
愛知	11月29日 前4時10分	日野		内閣情報部 <small>省内電話 五四〇番</small>			
福岡	11月29日 前10時30分	石川		拓務省警務課 <small>銀座 三五、一三九番</small>			
宮城	11月29日 前10時5分	中村		衆議院速記課 <small>銀座 三八九〇番</small>			
北海道	11月29日 前10時5分	石川		貴族院委員課 <small>銀座 四一三三番</small>			
新潟	11月29日 前10時5分	石川		電 報 手 配			
石川	11月29日 前10時5分	石川					
廣島	11月29日 前10時5分	石川					
香川	11月29日 前10時5分	石川					
				發信先	發信日時	取扱者印	
				各殖民地當該官	月 日 後 時 分		
				各廳府縣警察部長	月 日 後 時 分		

午 11.29. 示 8.8分 (保母) 小平

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月日時	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月 日 前後 時 分		
大阪府電話		月 日 前後 時 分		
愛知縣電話		月 日 前後 時 分		
各廳府縣各殖民地電報		月 日 前後 時 分		
東京遞信局電話		月 日 前後 時 分		

案起

42

決判

月

日

文書課長

施行

月

日

昭和十三年十一月三十日

局受

月第

日號

局送

月

日

主查圖書課長

警保局長

事務官

木申

理事官

來官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監
各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事差止一部解除ニ關スル件

本月二十八日付通牒、日支關係調整、根

四二

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

本方針ニ关スル記事差止中ヲ玆ニ之ニ关シテ今

後開カルベキ會議ノ字句ヲ削除ス

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

内務省

是而本件ノ事ハ本日御前會議開催ノ旨内閣

ヨリ發表アリタリ為念

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部_同長

樺太廳警務部_同長

宛

滿洲口治安部特務課科長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

内閣表

上自之平日午後十時之十分至中一之市会全議開

カニ各課長、軍令部部長（内閣軍令部部長）

内閣總理大臣、陸軍、海軍、外務、内務、大蔵、右

大臣、樞密院議長、各課長出席之及人生新

多即上ノ五ノ内閣方針ニ依リて各課長ノ上ニ

各課長ノ可決ノ平議ノ下

手配票

電 通 牒 先 話	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	月 日 時 分	伊藤	伊藤	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	月 日 時 分	伊藤	伊藤
大阪	月 日 時 分	河野	河野	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	月 日 時 分	小鶴	伊藤
愛知	月 日 時 分	後藤	伊藤	內閣情報部 省內電話 五四〇番	月 日 時 分	尾上	尾上
福岡	月 日 時 分	日野	日野	拓務省警務課 銀座 至五、一三九 至五、一三九	月 日 時 分	寺岡	伊藤
宮城	月 日 時 分	中村	中村	衆議院速記課 銀座 三八九〇番	月 日 時 分		
北海道	月 日 時 分	石川	石川	貴族院委員課 銀座 四一三一番	月 日 時 分		
新潟	月 日 時 分	渡辺	伊藤	電 報 手 配			
石川	月 日 時 分	山本	山本				
廣島	月 日 時 分	山本	山本				
香川	月 日 時 分	丸島	伊藤				
				發信先	發信日時	取扱者印	
				各殖民地當該官	11月30日 後0時40分	大石	
				各廳府縣警察部長			

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各廳府縣)電報 各殖民地)		12月6日		19時	29分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

43

決判 十二月五日 文書課長

施行 12月6日

案起 昭和三十二年十二月五日 局受 月第 日號 局送 月 日

主查 圖書課長

警保局長 事務官

大臣 理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視廳總監 各廳府縣長官(除東京府知事) 宛

新聞記事 取締 二關スル件

昭和二十七年七月十七日附通牒ノ今後行ハルニキ

四三

昨年現送額
八億五千円

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

金、現送、~~ニ~~关スル記事差止ニ付本日大阪市
 於テ開催セラルル关西銀行大会ニ於テ大藏大臣
 ヲリ昨年度ノ金、現送額~~ニ~~ニ言明及
 ガ右ハ大藏省發表トシテ取扱フモ能ク為念
 ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度
 ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ~~警告~~懇談相成度
 之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ注意相成度
 之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

手配票

2011年12月6日

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
12月6日 後前 0時5分	12月7日 後前 6時8分	12月6日 後前 6時3分	12月6日 後前 1時分	12月5日 後前 2時3分	12月6日 後前 2時分	12月8日 後前 2時分	12月5日 後前 2時20分	12月6日 後前 6時分	12月5日 後前 7時分	通牒日時
丸島	森田	車登	河原	佐藤	中村	坂本	三野	下村	多田	受信者氏名
伊藤	リ	三	月	古	三	古	大	三	三	取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		憲兵司令部
月 日 後前 時 分		發信日時		取扱者印		貴族院委員課 村北		衆議院速記課 木鈴		東京都市遞信局
						銀座 三、八九〇番		銀座 自五、一三一至五、一三九		內閣情報部
						四、一三一番		省內電話 五四〇番		拓務省警務課
								直通電話又ハ 赤坂三六七番		東京都市遞信局
								警電 一、〇〇五番		憲兵司令部
										通報日時
										受信者氏名
										取扱者印

高橋

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	12月 6日 後前 11時 48分	通牒日時	
									廣島	受信者氏名	
									大石	取扱者印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時	
12月 6日 後前 10時 30分		發信日時		取扱者印		取扱者印		憲兵司令部 警電 一〇〇五番		11月 6日 後前 11時 40分	
								東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番		11月 6日 後前 11時 30分	
								內閣情報部 省内電話 五四〇番		11月 6日 後前 11時 分	
								拓務省警務課 銀座 自五、一三九 至五、一三九		11月 6日 後前 11時 00分	
								衆議院速記課 銀座 三八九〇番		11月 6日 後前 11時 分	
								貴族院委員課 銀座 四一三一番		11月 6日 後前 11時 分	

甲乙ノ種別

區分	受信者名	發信月	日	時	分	取扱者名	日月付受及號省
警視廳電話		月	日	時	分		
大阪府電話		月	日	時	分		
愛知縣電話		月	日	時	分		
各廳府縣各殖民地)電報		月	日	時	分		
東京遞信局電話		月	日	時	分		

49

案起

昭和十三年十二月十五日

局受

第

號

局送

月

日

決判

月

日

文書課長

長

施行

月

日

主查圖書課長了

警保局長

事務官

大臣

理事官

次官

第一電報案

年 月 日

警保局長名

警視總監

各廳府縣長官(除東京府知事)

一宛

新聞記事

取

二關スル件

本日東京憲兵隊ニ於テ
淺原健一等ノ檢與手取調ニ関スル記事

四四

事務官

議		合	
第	第	第	第
號	號	號	號
送受	送受	送受	送受
月	月	月	月
日	日	日	日

ハ本年九月十三日附通牒、治安維持法違

反被疑事件ニ关スル記事差止ニ抵触ス

ルニ依リ

ニ關スル記事ハ一切之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ示達相成度

ニ關スル記事ハ之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ警告相成度

之ヲ新聞紙ニ掲載セザル様管下各社ニ懇談注意相成度

之ヲ解除ス此旨管下各社ニ通達相成度

第一二電報案

年 月 日

警保局長名

朝鮮總督府警務局長

臺灣總督府警務局長

關東局警務部長

樺太廳警務部長

宛

滿洲總督府警務局長

本日左記ノ通各地方長官宛通牒セリ爲念

記

第一電報案本文ニ同シ

内務省

十月廿七日、午前十時、東京憲兵司令部

中村大尉（梅井大尉、後任者）

十二月十五日、東京憲兵隊、於、松葉子取調、二、

多、浅、系、健、之、罪、状、記、事、出、止、方、取、計、手、先、

旨、重、査、了、る、か、子、件、ノ、性、質、ハ、甚、重、難、回、答、ノ、調、査、

上、口、大、尉、ハ、本、日、午、前、十、時、半、松、葉、子、取、調、了、る、旨、

員書

定員部司令部中村大尉 十五年六月十日

少尉、申越、為レ

記

一、中村大尉、申越、為レ

中、日、午、未、申、上、定、員、部、中、村、大、尉、申、越、為、レ

、檢、査、取、調、中、一、

内務省

連累者：此等事：二十年也

罪者：不明（後刻法安班時此等及此等事皆在

連累者）此之物所：軍中控訊之如：幸：廣：人

事：果：已：了

二、此事取得之理由

湖原健三：均河子台百法：軍中百十：同：相：當

醫學士の資格を以てして
醫學士の資格を以てして

醫學士の資格を以てして
醫學士の資格を以てして

醫學士の資格を以てして
醫學士の資格を以てして

醫學士

醫學士

醫學士

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話
月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	12月15日 後前 時分	通牒日時
丸尾	下	河村	野口	石川	中本	有吉	後藤	阿部	北村	受信者氏名
伊東	石川	河村	河村	石川	中本	有吉	若槻	阿部	若槻	取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報先		憲兵司令部		電話通報先
月 日 後前 時分		發信日時		取扱者印		貴族院委員課 村北 銀座 四一三一番		衆議院速記課 木鈴 銀座 三八九〇番		通報日時
						拓務省警務課 銀座 白五、一三一 至五、一三九		內閣情報部 省內電話 五四〇番		12月15日 後前 時分
						東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番		東京都市遞信局		12月15日 後前 時分
								憲兵司令部		12月15日 後前 時分
								赤石		受信者氏名
								尾上		取扱者印
								野口		取扱者印
								若槻		取扱者印

孔美

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月	月	月	月	月	月	月	月	月	12月26日	通牒日
日 後	日 後	日 後	日 後	日 後	日 後	日 後	日 後	日 後	12時	時
時 0分	時 30分	時 0分	時 28分	時 20分	時 20分	時 20分	時 0分	時 0分	時 0分	氏名
伊藤	下	車	河東	安東	伊藤	有吉	下仲	林山	若根	取扱者印
9	伊藤	9	伊藤	9	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	伊藤	取扱者印
電報手配										
發信先										
各廳府縣警察部長										
各植民地當該官										
發信日時										
12月26日 後 時 分										
取扱者印										
發信日時										
月 日 後 時 分										
氏名										
取扱者印										
電話通報先										
憲兵司令部										
東京都市遞信局										
內閣情報部										
拓務省警務課										
衆議院速記課										
貴族院委員課										
村北										
銀座 四一三番										
銀座 三八九〇番										
銀座 五五一三三番										
至五、一三九番										
省內電話 五四〇番										
直通電話又ハ 赤坂三六七番										
警電 一〇〇五番										
通報日時										
12月26日 後 時 分										
氏名										
取扱者印										

伊藤

圖書課長

事

務官

理事官

十月廿五日午後

海軍省軍事委員会部以多野中氏を

東京（社）北海道主要日刊社

樺太所（社）通報、上各社通達

明年一月上旬より二月下旬に至る間樺太に於て

實施せらるべき海軍、訓練飛行に关する記事ハ

本年七月一日附通牒、艦船建造計画、内容其、

他に关する記事差止第六項に抵触スルモノニ付之ヲ

（事理）

號外

内務省

新聞紙ニ掲載セザル様記事編輯上御注意相成度

御用金(一折)六端樹州歌口上折

御用金(一折)六端樹州歌口上折

御用金(一折)六端樹州歌口上折

御用金(一折)六端樹州歌口上折

御



官房機密第六九〇五號

昭和十三年十二月二十四日

海軍省副官

内務省警保局

内務省警保局
通信省電務局
拓務省管理局

御中



新聞記事差止ニ關スル件照會

昭和十四年一月上旬ヨリ二月下旬ニ至ル間樺太内路ニ於テ實施セラルベ
キ海軍航空廠ノ訓練飛行ノ内容ニ關スル記事ハ本年官房機密第三四七一
號照會ニ依リ七月一日記事差止事項第六號ニ該當スルモノニ付記事差止
方可然御取計相成度

差止ノ範圍及差止事項(本國艦艇ハ在ルハ別段取極メ由差止ノニ付
付與中) (海軍省軍事課長ヨリ海軍省副官ニ付)

海軍